

## 出席委員(6名)

会長	渡 信人	副会長	松本 正敏
委員	萱沼 美香	委員	直江 葉子
委員	原口 一夫	委員	原田 博治

## 欠席委員(1名)

委員 岩城 和代

## 説明のため出席した者の職氏名

副市長	横田 昌宏	副市長	柴田 俊一
教育長	長谷川 清孝		
総務部長	吉村 博文	市民部長	清水 万里子
保健福祉部長	野村 哲也	建設産業部長	河北 吉昭
教育部長	青谷 昇	議会事務局長	渋田 倫男

## 事務局職員

人権センター課長	森下 早苗	人権センター課長補佐	水野 幸徳
人権教育・啓発係長	小河 浩司		

**1. 開会(司会:森下課長)**

こんにちは。定刻になったので、ただいまから令和元年度第2回古賀市人権施策審議会を開会する。原田委員がまだ来られてないが、10分ほど遅れるという連絡があったので、始めたいと思う。はじめに、副市長の横田があいさつさせてもらう。

**2. 副市長あいさつ(横田)**

皆さんこんにちは。市長は遅れて参加させてもらうので、了承願う。先日の6月28日に開催された第1回の審議会に引き続き、本日は第2回目の人権施策審議会となるが、委員の皆さんには、多忙の中での出席、まことにありがとうございます。前回の審議会では、本市が取りまとめた実施計画案に盛り込んだ各種施策に対し、数多くの意見を出してもらい重ねてお礼申し上げます。本日の会議では、前回出された意見をもとに、答申に盛り込む内容について協議してもらうということで、我々執行部としても、本日は部長以上の出席で対応させてもらっている。我々が座っているが、忌憚のない意見を出してほしいと思うので、よろしく願いしたい。簡単であるが、私からのあいさつとさせてもらう。本日はよろしく願います。

**3. 会長あいさつ(渡会長)**

皆さんこんにちは。委員におかれては大変忙しい中集まってもらいありがとうございます。執行部におかれては、昨日の参議院議員選挙もあり、熊本の方では、まだまだ梅雨末期で水害等も発生しているようで、市におかれても防災対策本部等も設置されるなど、緊張の連続ではないかと察する。

本日は、6月28日の審議会で協議した中身について、貴重な意見ももらったので、答申として取りまとめたいと考えている。どうぞよろしくお願ひしたい。

#### 司会（森下課長）

渡会長ありがとうございます。

あらかじめお断りする。田辺市長については、別件公務につき出席できてないが、皆さんへの謝意は申し述べたいとのことで、本日の審議会終了の時間までには出席する予定であるため、了承のほどよろしくお願ひしたい。

ここで少し事務局に時間をもらい、資料の確認と説明をさせてもらう。まず資料の確認であるが、事前に配布していた「実施計画（案）」及び「人権施策審議会委員からの問題提起・課題認識～答申作成にあたって」という資料2点はお持ちか。それから、当日配付している「レジュメ」と別紙1の「座席表」、別紙2の「議事録の修正箇所一覧」はあるか。

それでは、第1回審議会以降に配付した「議事録」と「人権施策審議会委員からの問題提起・課題認識～答申作成にあたって」の二つの資料について、簡単に説明する。ここからは座って説明させてもらう。

議事録について修正がある場合は、7月18日までに連絡してもらおうようお願ひしていた。最終的には6カ所の修正の申し出があったので、別紙2のとおり一覧表にまとめている。本日は、修正した議事録を配付している。次に、「人権施策審議会委員からの問題提起・課題認識～答申作成にあたって～」という資料について説明する。これについては、議事録をもとに事務局にて、「実施計画（案）」に掲載された施策に対する意見や問題提起と考えられる発言を抜き出し、不十分だとは思いますが、整理させてもらったものである。あくまで、答申に盛り込む意見の参考程度と受けとめてもらえればと思うし、ここに記載されてないからといって、意見を制限するつもりもないので、よろしくお願ひしたい。

続いて、本日の審議会の進め方についてであるが、基本的には会長の議事進行に任せたいと考えている。なお、本日配付した別紙1の座席表のとおり、執行部からの出席については、部長以上となっているので、細かいデータ等の質問には答えられない場合もあることを了解願う。最後に、本日も議事録作成のため、マイクを使って委員の発言を録音することとしている。前回は事務局がマイク操作を行ったが、機械にエラーが発生する可能性もあるということで、お手数だが、発言する際は、手元のマイクのボタンを押してもらい、マイク部分が赤く点灯してから話してもらい、話を終えた際には、再度ボタンを押してもらおうようお願ひする。それでは、渡会長、議事進行のほどよろしくお願ひする。

#### 4. 議事

##### 会長（渡）

それでは早速、お手元のレジュメに沿って議事を進めていきたいと思う。まず、会議の公開及び議事録署名人について、事務局から説明願う。

##### 人権センター課長補佐（水野）

まず、会議の公開について、本日の審議会についても、前回同様公開することとしたいと考えている。議事録署名人についても、前回同様渡会長と松本副会長にお願ひしたいと考えている。以上、会議の公開及び議事録署名人についての本市からの提案である。

##### 会長（渡）

1点目の会議の公開について事務局から提案があったとおり、この会議を公開することにしてよろし

いか。

～異議なしと発言する者あり～

異議がないようなので、本日の会議に傍聴の申し出があった場合は、許可することとする。2点目は、本会議の議事録署名人についてであるが、この件について事務局からは、私渡と松本委員を指名だが、そのように取り計らってよいか。

～異議なしと発言する者あり～

それでは、議事録の署名人は私と松本委員の2名とさせてもらう。ここで事務局にお願いする。議事録の素案ができたなら、前回同様一度各委員に見てもらい、間違いがないか確認してもらおうよう、よろしくお願いする。

次に、答申について事務局から説明願う。

### 人権センター課長補佐（水野）

6月に開催した第1回審議会で説明し確認してもらったとおり、本日の会議で出された意見を参考に、答申案を作成し、最終的な確認は、昨年度同様渡会長にお願いする。渡会長の了解をもらった後、答申の確定版をあらためて委員各位に届けさせてもらう。事務局としては、本日の審議会で答申に盛り込む項目と要点及び意見の数について、出席されている皆さんの同意をとってもらえればと考えている。なお、確定した答申は、会長と市長の日程を調整させてもらい、双方面談の上で、会長から市長へ手渡ししてもらいたいと考えている。その日時が決まったら、委員各位に連絡するので、可能な限り出席してもらおうようお願いしたい。事務局からの説明は以上である。

### 会長（渡）

ただいま答申等の手続について、事務局から説明があったが、皆様よろしいか。

～異議なしと発言する者あり～

異議がないようなので、答申については事務局提案のとおり取り計らいたいと思う。

\*\*\*\*\* 協 議 \*\*\*\*\*

### 会長（渡）

それでは早速、答申についての意見をもらいたいと思うが、昨年は6点の意見を付して答申とした。数に制限は設けてないので、出された意見すべて盛り込むのがよいという意見もあるだろうし、多くの意見の中から、本年度の重点項目に絞って答申するという意見もあるかもしれないと思っている。

そこで、私の意見であるが、まず、「これだけは盛り込むべき」と考えられるものを各自1点選ぶとしたら何を選択されるか。それから意見をもらってはどうかと考えているが、いかがか。その上で、大変恐縮ではあるが、私としては、出された意見の中から3点ぐらいに絞って答申にまとめてはどうかと思っている。その理由は、ある程度重点を絞ったほうが、市としても施策を検討していくうえで、ある意味“使命感”のようなものが生まれてくるのではないかと考えるからである。言い換えれば、数ある課題の中でも、本年度に力を入れる重要な課題として再認識を促し、取り組んでほしいという思いを持っているからである。そういうことでよろしいか。この後いろいろ意見もあるだろうと思うが、私としては、そういう意見を持っているということである。

それでは、原田委員から意見をお願いしたい。

## 原田委員

いきなり振られて、まだ整理ができていないのだが、前回いろいろなことを言ったが、比較的要領よく答申案の骨子としてまとめられているのではないかと思いつつ見ている。ただ、例えば1と2（資料に付した番号）、児童虐待と里親制度、あるいは児童虐待と加害者支援について、根底にあるのは、児童虐待にいかに対応するかという問題なので、1と2は、うまくまとめることも可能ではないかと思っで見ているところである。それから、高齢者問題の7と8についても、広い意味では高齢者に関わる問題なので、ここもテーマとしてはまとめられる可能性があるのかと思っている。資料の中に文章化されていないものとして、すこし気になっていることとして、前回も少し話が出たのだが、OECDの持続可能な開発目標、SDGsについて、確かにこの実施計画に記載があるわけではないが、最近、隣の福津市でも認められたようだし、福岡県内では北九州市が、かなり先頭を走ってこの問題に取り組んでいる。広い意味で人権のまちづくりという視点から、北九州市は取り組もうとしているのだが、こういうものを研究対象として検討したほうがよいのではないかと感じているので、実施計画の中に直接的にはないのだが、この1年間、そういう先進都市の進み具合を検証・検討し、古賀市にふさわしいものなのかどうか、意見を交わしてもらえればと思っている。

## 直江委員

大まかな枠組みは、確かに必要だと思うのだが、6月16日だったか、厚生労働省の有識者会議から答申されたものに、個々の縦割り行政で、介護や貧困、引きこもりなどに対応することも大切なのだろうが、それらを一括してコーディネートするというか、問題を抱えている方というのは、一つの問題だけではなく、複数の問題を抱え相談に来られる場合がある。そういう方のための窓口としては、縦のものを横にもつなげていくといった、コーディネートに特化した役割を担うようなものをつくる必要があるのではないか。市民が抱える問題が、単純ではなくなってきた現代であるから、そういう視点も加えて枠組みづくりをしていく、これは問題提起になるかもしれないが、今後必要になると認識してもらえたらと思う。

もう一つは、現時点では確かに問題が解決したとしても、問題を抱えておられる方が、時間の経過により、環境が変わったり年齢が変わったりしてくると、また新たな問題が出てくるので、その方に添って継続して支援をしていくという、時間の流れによる変化に応じた支援のあり方というものも視野に入れて、支援策を考えてほしいと思う。意見がまとまってないと思うが、答申資料を見てそう思った。一つ一つを割るのではなく、全容を見たいうえで対応していく方が良いと思う。

## 原口委員

前回、いろいろなことを話させてもらった。まず、まとめてもらっていること（資料）に関しては、会長も述べられたように、幾つかにまとめたほうがすっきりするのではないか。そこで、原田委員が述べられたように、虐待の問題でひとつ括る。高齢者の問題もひとつとして括る。あと一つ啓発の課題にするか、あるいは、インターネットの問題は喫緊の課題なので、そちらにウェイトを置くかどうかは、これからの論議でいいと思うのだが、三つぐらいに絞っていったらいいのかとは思っている。

また、後ほど話をしたいと思うのだが、例えば、人権三法といわれる法律ができて、それを受け、例えば福岡県でも部落差別解消の条例を制定しているように、いろいろな人権課題に関して国内の市町村がどのような動きをしているのかということは、目配りをしていかなければならないと考えている。

私も知らなかったのだが、つい最近本を読んで知った。一橋大学で同性愛者の方が、男性の方に告白したら、そのことを周りに“アウトティング”されて、7階だったか、落ちて亡くなるという事案があった。その一橋大学がある地域が国立市だが、そこではその問題を自分たちの問題として受けとめ、“アウトティ

ング”禁止といった条例を自分たちでつくった。恐らくその事案をきっかけにして、相当の論議がなされ、条例をつくるどころまで行ったんだと思うが、今、人権三法といわれるものの一つの大きなネックは、禁止条項がないということである。それを補完するために各地で行われているのは、条例によってそれを規制できないかという研究だと思う。大きな人権課題に関して、どのような形で規制ができるかという研究を、ぜひ条例化に向けて研究してほしいと思っている。

## 萱沼委員

まず、事務局に上手にまとめてもらった答申案に関しては、先ほど皆さんから提案があったとおり、幾つかまとめていくということに私も賛同する。まとめ方についても、原田委員をはじめ各委員が指摘されているので、似たような施策に関して、虐待に関わる1番と2番をまとめるであるとか、7番と8番をまとめていくというのも同じ意見である。それに加えて、意見を述べさせてもらうのであれば、例えば3番については、7番にも入っているのだが、人権擁護の直接的な対象者以外の市民に対する啓発周知に関するところが少し漠然としていて、啓蒙というところでとどまっているように感じるため、原口委員が言われたように、もう少し一人ひとりの市民が考えられるよう、より積極的に働きかけるようなところを盛り込んでいく必要があるのではないかと感じている。

## 松本委員

私は、皆さんが言われている、共通の項目・分野についてはまとめて、一つの案というのを策定することに賛成する。私は、相談ファイブの相談員の1人として、ぜひと思うのは、中高年及び障がい者のひきこもり問題という4番のところである。私に関わる相談ファイブでは、いろいろな相談が寄せられる。相続や離婚、虐待、近隣トラブルなどさまざまで、できる限りの助言やいろいろな救済場所の紹介をしているわけだが、ひきこもりの問題については、なかなか良い回答というか、そういうものが引き出せず、私にとっては1番頭を悩ませている問題である。以前、40代の障がいのある子どもさんが古賀市に住んでいて、その保護者の方が相談に来られた。その方は福岡市に住んでいる方なんだが、「咲」や「みどり」、「あじさいの会」などを紹介したら、「古賀市はそういう機関があっいい」「福岡市にはないんじゃないか」と言われた。多分、人口150万の大都会であるから、実際には福岡市も条件整備しているのだろうが、なかなか市民の一人ひとりにまで、そう言った情報が行き届いていないのではないかと話してみた。そういう意味で、こういった具体的なひきこもり問題についての支援策というか、前回も出たが、アウトリーチという形で待っているだけではなく、例えば福祉課の担当者が出向いて、具体的な悩みを聞くとか、相談ファイブはどちらかという“待っている”機関なんだが、そういった積極的な施策が今後の検討課題ではないかと思う。また、要保護ネットワークという機関を古賀市はいち早く立ち上げたことで、子どもたちに関しては、きめ細やかな支援ができています。このように、大人の方の要保護支援ネットワークといったものができればと考えている。そういったところも答申として一つまとめてもらえたらと思っている。

それから、これは領域分野ではないのだが、私は、全体の人権施策を作成するときに基本となるものが二つあると思っている。3番のところでも市民周知ということが出ていたが、いろいろな施策を市民に周知するため、あらゆる方法の中から、今、最良のもしくはベターな住民周知を行っていると思うのだが、それがすべての分野領域に共通する課題ではないか感じており、それについて検討する必要があるのではないかと思う。もう一つは、こういった施策を担っていくのは職員であるから、職員一人ひとりの人権意識の高揚というか、いろいろな施策のボトムアップということを考えれば、職員の成長、人材育成が根本ではないかと思う。前回、会長の意見にもあったが、施策はすばらしいけれど、これがお役所仕事ではなく職員一人ひとりの思いが詰まったものであることが大切だという貴重なアドバイス

もあったので、周知方法の新しい創造と職員の人権意識の高揚及び人材育成、この二つを答申案の共通の内容とまで行かないまでも、答申のベースになる文案が一つあったらいいと考えている。

## 会長（渡）

各委員の話を聞くと、方向性としては8点ほど、追加の部分もあるが、ある程度まとめてはという意見ではないかと受け取った。私としては、4点目の中高年及び障がい者のひきこもり問題が、市にとっては“エアポケット”になっている課題ではないかと思っている。また、6点目の子どもの居場所づくり、8点目の高齢者外出促進事業については、すべて子どもから高齢者までの居場所づくり、あるいは社会参加に関わる意見だと思うわけだが、これを一つにまとめられたらと思っている。

この後もいろいろ意見をいただきたいと思うが。

これまでの意見から、一つは、児童虐待というテーマでまとめるというのはどうか。

原田委員や直江委員からは、追加の意見等も出されている。3点目の市民周知に関しては、松本委員も発言されたが、非常に重たい中身だと思っている。これは直江委員から出された意見だと思うが。

答申として3点だけにまとめる必要もないのだが、どうだろうか。

## 原田委員

全然こだわらないが、そういう問題意識はどこかで持っておいてもらって、機会あるごとにといいか、機会があれば、新しいSDGsのことも含めて、人権のまちづくりに取り組む際に使えるツールなのかどうか、検討してもらいたいと思っている。

## 会長（渡）

まだ時間は十分あるが、意見をまとめていきたいと思う。

2点目の加害者支援の関係については、児童相談所の問題もあり、市のレベルでどこまでできるかという課題もあると思うが、児童虐待の関係については、意見の一つとして出す方向で考えたいと思う。よろしいか。それから、松本委員からも、3点目の市の施策と市民周知について意見が出されていたが、これについては、市からすれば「言うは易し、行うは難し」だろうと思うし、職員の資質の問題を問うていくようなことになると思うが。

## 原田委員

それについては、昨年の答申書の6番目で指摘している。同じことを指摘するなら、少し違った何かというか、前年の指摘にプラスしないと、答申を受ける市側が、どう対応したらいいのか迷うことになるのではないかと思うので、少し工夫がいるのではないかと感じている。

## 松本委員

市民周知の方法に関しては、私も「言うは易し、行うは難し」であることは分かる。

何というか、職員、例えば人権センターが先導的な役割を担っているので、周知方法などについて他の自治体に視察研修に行くなどして学習するなど、答申の中身と少しずれるが、今後の方向性を考えれば、そういったことも検討してはどうかと思う。原口委員には、全国的な面から、周知方法などに関して何か御存じではないか。

## 原田委員

国立市が、今年の4月だったか、条例を定めた。これは、相当広範な人権を対象とした条例で、その

つくり方に特徴があり、議会とか議員、行政がつくるのではなく、市民団体がかなり中心になって論議し、全市的な動きになっていった。こういうやり方というのは、なかなかあるようでない。それから、最近川崎市が、先ほど言われた罰則含みの人権に関する条例をつくった。川崎市は、ヘイトスピーチがひどいので、単なる理念的な話だけでは対応が難しいため、ペナルティーを科すような条例をつくって効果を出そうとしている。そういう新たな取組は、全国各地で工夫しながらやろうとしているし実際にやっている。私が所属している福岡県人権研究所も、国立市の例を勉強したいということで、10月に市民グループの代表を呼んで、福岡市で研修会を開く。案内を出すので、行政を含めて、来てもらえればと思っている。何か参考になるかもしれない。

## 原口委員

ぜひ参加させてもらって勉強したいと思う。前回も少し話をしたと思うが、古賀市は、人権の問題に関して熱心に取り組んでいると思っている。行政の頑張りというのは、非常によく見えるのだが、今話に出たような、市民自身が自分たちで何かをやっていく、自分たちでつくり上げていくというところは、なかなか見えてこない。前回、NPOの話を見せてもらったが、これまで何十年も取り組んできた成果があって、個々には浸透してきているのだろうが、それを形として、どうにか引っ張り上げながら吸い上げていくような、そういうものがそろそろ出てきてもいい時期なのではないかと思っている。3点目の周知に関しても、もっと市民自身の活動として取り組めないものだろうかと考えている。ワークショップであるとか、いろいろな手法が取り入れられているので、そういったことを進めながら、地域の中で人権課題などを担ってもらい、それを広げていく人達を育成するような活動が、今後必要なのではないかと考えている。

## 直江委員

NPO といつか民間でつくってもう30年、ある程度の時間が過ぎているので、古賀市で探していったら、多分たくさんあるだろうと思う。しかし、横の関係や市民に認知されていないという問題がある。だからといって、自分たちから手を挙げるといってもなかなか難しいし、探し出してもらってまで待ってもらおうのもどうかと思う。「これからは民間に任せたい」ということなら、まずは一斉に仕切り直しをとということではないが「皆さんに知らせるのは今ですよ」というような感じで取組をはじめてみていいのではないかと。基礎力は十分できていると思うので、それをどう応用していくかという時期に入っていると思う。

## 原口委員

参考になるかどうか分からないが、不登校の子どもを持った方が相談に来られた。その方は、遠くまで相談に行かれていたのだが、例えば教育委員会とNPOが一緒になって、NPOが主催するひきこもりの子どもを集めるような場所を立ち上げ、そこに行くと「登校したこととして認めましょう」と教育委員会も言ってもらったことで、そこに通えるようになった。教育委員会とNPOとの連携で、そのような不登校の居場所づくりができ上がっていったところが県内にあった。まだ、行政主導で、行政が居場所をつくり、そこに行政が職員を配置することで、不登校の子どもたちに集まってもらうという発想から、なかなか抜け切れていないのだが、もう少し地域の中にある、志のある方などつながっていくことで、もっと広がっていくのではないかと、その方と話をしながらヒントをもらった。それで先ほどから述べているとおり、もう少し民間の方や地元の方とつながれる方法を探っていく時期に来たのかと考えているところである。

## 萱沼委員

皆さんが述べられているとおりだと思うのだが、3番目の市の施策と市民周知のところに、先ほど皆さんが話されていたSDGsに関する研究や他自治体に関する先行研究というようなことも施策のあり方のところに盛り込んで、さらにその周知方法も含めて研究する、あるいは先駆事例を見ていくという意見も出ていたので、そこにうまくまとめることができるのではないかと考えている。また、民間団体の発掘や育成という部分では、恐らく社会福祉協議会等が情報を持っていると思うので、そういった関係団体や機関との連携といったところを盛り込んで進めていけば良いと思う。

## 松本委員

皆さんの意見をまとめて一言で言えば、実りあるものというか、実りある結果を出す方法、それについて皆さんは、共通した思いを持っているのではないかと考える。周知方法や民間の力を活用することについても、いろいろなネットワークを具体的につくって、救援していこうとする。また、ほかの自治体の視察研修に行くことも含めて、すべてに共通する施策としては本当に素晴らしい。福祉施策であり、教育施策であり、社会的に一番不利益を被っている社会的弱者とされている人々を支援していく。市民の1人として、皆さんが、施策の中で実現していこうという、我々6人の共通の思いがあるのだが、それを実りあるもの、結果を出すもの、具体的に「ヘルプ」と言っている人を、本当に支援できてよかったという、行政の職員の方もそれが喜びであり、救援される側の人々も喜びにつながるような、そんな実りというか、そういったものを今後、短期・中期・長期というスパンで検討し、一歩ずつ「いのち輝くまち古賀」の実現に向け、階段を上っていくというか、そういった一体感を、ぜひ皆さんと一緒に我々審議会委員もつくっていきたいと考えている。

## 会長（渡）

皆さんの意見も出されたようである。人権という視点で見ると、取組そのものについては大変センシティブな内容になるので、取り組み方に大きな違いが出てくるだろうと思うし、永遠の命題というか課題でもあるのかとも思う。

皆さんの話を聞いて、私なりに3点ほどにまとめるなら、まず児童虐待の関係で、1点目と2点目については、これをまとめてはどうかと思う。それと、3点目については、もう少し表現を具体性のある中身に変えて答申することにしてはどうかと考えている。それと、4点目については、これまで市の施策としては、なかったものだろうと思う。この件に関連して殺人事件も最近起きているので、中高年・障がい者の引きこもり問題について、研究してもらおうという趣旨で答申をしたいと思う。これ以外にも大事なことはたくさんあるが、それは次の機会ということにしたい。

6、7、8点目に関しては、完全ではないにしても、現在、市の政策として取り組んでいると考えているので、さらに効果が高まるような中身になっていくのではないかと考える。

そういうことで、今話したような3点でまとめたらどうかと考えている。他に意見があれば出していただきたい。私の個人的な意見を言わせてもらったので、それ以外で、絶対これはという意見があれば伺いたい。

原田委員から冒頭出された意見（SDGs）や直江委員から出された、いろいろな意味でのワンストップ化というのか、総合窓口化の件に関しても大きな課題だと思う。まだ時間は十分あるのだが、審議からほぼ1時間程度経過したので、そろそろまとめたいと考えている。先ほど話した3点ぐらいにまとめさせてもらってよいか。

事務局も文章化するのが難しい部分もあるだろうが、これから一緒に検討したいと思う。

非常に大きな課題としての8050問題については、どういうふうに取り組むを進めていけばいいの



か、非常に難しい問題もあると思う。ただ、間違いなく、今、この問題については、施策として市のレベルではないのではないかと感じるし、大きな指摘ではないかと思う。この件については、取り組むというより、これからどのように取り組んでいったらいいのか、研究課題として捉えてもらいたい。

実は、私の近隣にもそのような方が1名おられる。できるだけ地域の役などを担ってもらい、地域にとって役に立っていると自覚できるような活動をしてもらいながら、なかなか完全とまではいかないが、地域で社会参加してもらうようにしている。このようなことは、NHKで未来の予測と題して放送されていたが、これが一番問題であると言われていた。そのことに問題意識を持って取り組むことも必要ではないかと思う。そういう意味で市も大変だと思うが、検討してもらいたい。

そういうことで、あとの文章化については、事務局と私のほうに任せていただきたい。今話したように、児童虐待の問題、それから3点目の市の施策と市民周知、それと、中高年及び障がい者のひきこもり問題について、今年度の答申として出したいと思う。よろしくお願ひしたい。

私から、一方的な話をしたように思うが、今後事務局と打ち合わせをしながら、この3点についてまとめてさせてもらいたいと思う。最終的には、皆さんにも確認させてもらい、市へ提出したいと思う。

一応、今日の審議については、これで終わりたいと思う。

## 直江委員

すこし伺いたいのだが、8050問題の中高年及び障がい者のひきこもりの実態について、市は把握されているのか。感覚としてではなく、ある程度具体的にどうなのか。

## 保健福祉部長（野村）

前回話をしたが、実数として明確に把握できていない。今のところ、市ではいろいろな相談窓口があり、例えば、高齢者であれば、包括支援センターが介護支援課の中にある。そこで高齢者の方々のいろいろな困り事等の相談を受ける中で、子どもが引きこもっている話などを聞くこともある。また、福祉課の保護係の中に生活再生支援という趣旨で、いろいろ生活に困っている方や生活保護要件に近いような方々の相談対応を行っている。これらの窓口でさまざまな話を聞き、その中で初めて、そのような方が地域の中に居られるということが分かってくるが、古賀市内に何人居られるかは、今の段階では実数を把握できていない。

## 会長（渡）

取り組みについて、どのようにやっていくかということについては市のほうも大変だろうと思うが、このことは社会的に大きな課題であると認識したうえで、取り組んでいく必要があると考える。そういうことで答申させてもらいたいと思う。文書としてはきちんとまとめないが、ポイントだけは3点まとめさせてもらうということで、今日の審議会を終わらせていただく。

～審議会委員と市の執行部との意見・情報交換～

## 司会（森下課長）

本日は貴重なご意見をいただきありがとうございます。

答申については、今日の皆さんの意見をまとめ、文章にしてお知らせしたいと思っている。その上で決定したいと思うので、よろしくお願ひする。それともう1点、現在市では、人権施策に関する見直しを検討しているところである。具体的にはまだ申し上げられないが、見直しに関しては、また皆さんの意見をもらいたいと考えているので、3回目の審議会を開催することになるかもしれないが、その際に

はまた案内させてもらうので、どうぞよろしくお願ひしたい。それでは最後に、市長の田辺からあいさつさせてもらう。

## 市長（田辺）

今日の審議会でも活発な議論をしてもらい、最後にフリートークということで、実は私もフリートークが好きで、今日は後に時間もあると聞いているので、その折にまたさまざまな話をさせてもらえたらと思う。

今日の審議会ありがとうございました。

人権に関わることは、すべての行政運営上、民間企業もそうだが、すべての根本だということを首長としても、政治家としても認識している。タイムリーな話をすると、本日も庁議があり、ここにいるメンバーも出席しているのだが、その時に冒頭私が参議院議員選挙の話をした。今回の参院選は、正直言ってあまり盛り上がっていないという印象を一政治家としても思っていた。そうした中で、今回特筆すべきは、党・団体を支持してるといった趣旨に関係なく、客観的に元新聞記者の目から見ても良かったと思うのが、山本太郎氏が立ち上げた団体が、特定枠の2人を使って、重度障害（ALS）の方2人を、結果として当選させることができたということは、この国家にとっては非常に前向きな現象だと受けとめている。むしろこのタイミングになったということは、実は遅きに失しているという評価もできるが、少なくとも、これまでこの国が直面しなかった現実が、議会政治の現場で起きるとするのは、あのように障害のある方が付託を受け、国民の代表者として発言をし、行動するというのをどうやって現場で保障していくかということは、国会もかなり重い課題を突きつけられていると思っている。話すということを、健常者と同じ時間を与えることによって保障するというなら、恐らく健全とは言えないと評価されると思う。私は、そうした場面がこれからどんどん出てくるということを前向きに捉えている。そして、あれはなにも国会だけが考えればよい問題ではなく、地方行政の場においても、どのような障がいもそうだが、どんな立場であろうと、例えば、私たち古賀市行政と一緒に働けるとか、そうしたことが当たり前になるという環境をしっかりと整えていくということはどういうことか、真剣に考える契機になるのではないかと、実は結果を見て受けとめていたので、そのような話をさせてもらった。

私は常々、県議の時代からそうだが、いろいろなあいさつの場で、憲法第13条の話を一般市民がおられる場でしている。憲法で最も大事な条文は何かと、あえて答えなければならない局面になれば、私は第13条だと答える。13条は、個人の尊重、そして幸福追求権を規定している。これは、私たち一人ひとりが生きていく上での根幹だと思っており、これがなければ平和も何もないと思っている。議会で答弁を求められたら、私は多分そう言うと思う。こうした、私の感性とか考え方によって、今後古賀市のさまざまな施策を進めていきたいと思っているし、第1回の審議会冒頭のあいさつでも述べたが、例えばLGBTの問題についても、まだ取り組めていない現実が本市にはある。これについてもなんとか、今年度しっかりと考え方を整理したいと思っているし、部落差別の解消に関して、本県は条例を先行してつくったが、これについても、人権尊重を前向きにずっと進めてきた本市であるから、こうしたルールについても、しっかりと今年度中に何とか考え方をまとめて、市民と共有していきたいと思っている。そうした意味でも、前回の議論も議事録を読ませてもらっているが、本日の議論も本市の行政にしっかりと生かしていきたいと思うので、引き続きの御指導御鞭撻をお願いできたらと思う。

本日はどうもありがとうございました。

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

2019（令和元）年 月 日

議事録署名人

議事録署名人